

# イスラームからキリスト教信仰へ —宗教を通じた奴隷の 社会的統合プロセス

——14世紀のバルセロナの事例——  
ジュゼップ・エルナンド

阿 部 俊 大 訳

**論文要旨：**キリスト教信仰への改宗は、14-15世紀の都市バルセロナのイスラーム教徒奴隷たちが社会的に統合される上で、最も重要なファクターの一つであった。公証人文書群からは、イスラーム教徒奴隷がキリスト教へ改宗する割合の分析が可能である。それは奴隷が白人か、黒人か、(白人と黒人の)混血か、トルコ人かで異なっていた。葬儀記録からは、秘跡を受けるのに、生まれつきのキリスト教徒とキリスト教への改宗者(ユダヤ人やイスラーム教徒)の間に違いが無かったことがわかる。彼らは皆、死の間際に臨終の秘跡、臨終の聖体拝領またはの秘跡を受け、キリスト教徒の墓地に葬られていた。

**キーワード：**イスラーム教徒奴隷、キリスト教への改宗、改宗者によるキリスト教徒の義務の実践、葬儀記録、バルセロナ、14-15世紀

## 奴隷のキリスト教化

奴隷たちが宗教を通じてキリスト教社会へ統合されたのは、歴史的事実である。奴隷は改宗すると、つまり洗礼を受けて解放されると、彼(彼女)が住む社会に合う名前と姓を持つようになり、識別が難しい。改宗者——新キリスト教徒——洗礼を受けた者——の第一世代は、例えば公証人

文書やその他の文書において、まだその以前の社会的境遇、つまり奴隷としての境遇への言及が為されるが、第二世代、彼らの子どもたちは、必要がなかったり、関心を無くされたりして、少なくとも形式上は、生来のキリスト教徒たちと同じ状態で現れる<sup>1)</sup>。

バルセロナの諸文書館の非常に豊富な公証人史料から抽出した結果、14世紀を通じてキリスト教徒となったイスラーム教徒の奴隷——白人奴隷についても黒人奴隷についても、また混血奴隷についてもトルコ人奴隷についても——の名前やパーセンテージといった、人口学的な諸側面が明らかとなっている。史料によると、白人イスラーム教徒は、それほどキリスト教を受け入れていない。洗礼を受けた者<sup>2)</sup>は45%で、ということは、受けなかった者——固有の信仰を保持し続けた者——は、55%ということになる。これと同じ傾向は、混血奴隷のグループにおいても見て取れる。彼らの多くはイスラーム教徒の出自である。洗礼を受けた者は49%で、受けていない者は51%である。黒人グループについて言えば、彼らはイスラーム教徒の出自ではなく、まずイスラーム教化し、その後でキリスト教化しており、71%が洗礼を受け、固有の信仰（イスラームまたはもともとの信仰）を維持した者が29%である。トルコ人グループについては、全てイスラーム化されているが、61%が洗礼を受け、39%が固有の信仰を維持した。

このキリスト教化の割合は、何を意味するのだろうか？本文末のグラフ1は、14世紀を10年ずつに分けて、研究対象となった奴隷たちの改宗または洗礼の割合を示している。

グラフ1からは、14世紀の最後の三半期まで、本来の信仰を維持した奴隷の人数はほとんどいつも洗礼を受けた人数を上回っていたことがわかる。1371年から、この割合は変わり始める。1390年代には、洗礼を受けない者に対し、受ける者の数がはっきりと優越している。グラフに示され

キリスト教に改宗した奴隷の割合

14 世紀 (10 年毎)	洗礼を受けた者	洗礼を受けなかった者
1295-1310	33%	67%
1311-1320	36%	64%
1321-1330	40%	60%
1331-1340	26%	74%
1341-1350	27%	73%
1351-1360	34%	66%
1361-1370	31%	69%
1371-1380	60%	40%
1381-1390	46%	54%
1391-1400	65%	35%

た量はパーセンテージに置き換え、割合を確認することが出来る。

各グループ（白人，黒人，混血，トルコ人）に注目すると，改宗の動きに差違があることがわかる。キリスト教化の動きが最も似ているのは，白人イスラーム教徒のグループと混血のグループである。黒人グループには，支配者の信仰が最も浸透しやすい。また，黒人たちほどではないが，トルコ人たちもそうである。白人イスラーム教徒の改宗の割合は，同じく本文末のグラフ 2 で見る事が出来る。

1370 年代まで，白人イスラーム教徒のグループにおけるイスラーム信仰の優越は，ほとんど完全なものである。割合は 14 世紀の最終三半期に変化する。1390 年代には，白人イスラーム教徒の 56% が洗礼を受けている。

混血の奴隷たちは，白人イスラーム教徒のグループと似た変動を示す。

ただし、全ての混血奴隷が元からのイスラーム教徒であったわけではないことを念頭に置かねばならない。そのため、次のグラフ3では、棒の種類を分ける。左から右に、「洗礼を受けなかった者（1本目の棒）」「洗礼を受けなかった者のうち、イスラーム教徒だった者（2本目の棒）」「洗礼を受けた者（3本目の棒）」「洗礼を受けた者のうち、イスラーム教徒だった者（4番目の棒）」である。このため、1本目と2本目、3本目は4本目と関連付けて考えねばならない。

グラフ3から分かるように、どの年代においても、洗礼を受けていない混血奴隷の全体もしくは多数派はイスラーム教徒であるが、全員ではない（1番目と2番目の棒）。洗礼を受けた混血奴隷（3番目の棒）の場合は、1390年代まで、ごく少数の者だけがイスラーム教徒だった（4番目の棒）。しかし1390年代には、洗礼を受けた混血奴隷の全員がイスラーム教徒であった。この洗礼を受けたイスラーム教徒の集団（3番目と4番目の棒）は、洗礼を受けていないイスラーム教徒の集団（1番目と2番目の棒）を越えている。洗礼を受けたイスラーム教徒が60%で、を受けていないイスラーム教徒が40%である。

1350年以前には、バルセロナの社会において、黒人奴隷の存在は目立たないものであった。そのため、彼らのキリスト教への改宗の変動を示すグラフ4は、14世紀の後半に限定する。このグループも「洗礼を受けなかった者（1本目の棒）」「洗礼を受けなかった者のうち、イスラーム教徒だった者（2本目の棒）」「洗礼を受けた者（3本目の棒）」「洗礼を受けた者のうち、イスラーム教徒だった者（4番目の棒）」に分ける必要がある。このため、1本目と2本目、3本目は4本目と関連付けて考えねばならない。

グラフ4から分かるように、1380年代では、洗礼を受けなかった黒人

奴隷たちはほとんど全てがイスラーム教徒であり、洗礼を受けた黒人奴隷も全てがイスラーム信者であった。それぞれの集団は、パーセンテージにおいてほぼ等しい。1390年代には、洗礼を受けていない黒人奴隷たちの44%がイスラーム教徒であり、洗礼を受けた黒人奴隷たちの49%が元イスラーム教徒であった（※おそらく、それぞれ84%と94%の誤植と思われる）。1380年代には、洗礼を受けた黒人奴隷は44%であった。対照的に、次の年代、1390年代には、もう74%がキリスト教徒となっている。

1351年より前は、トルコ人奴隷の存在は、量的にも統計的にも重要ではなかった。最初のトルコ人奴隷たちがバルセロナに着いた際には、彼らはもうイスラーム化していた。そのため、グラフ5は洗礼を受けたトルコ人奴隷と洗礼を受けていないトルコ人奴隷（すなわちイスラーム教徒）だけとし、2本の棒で表す。

グラフ5から分かるように、また他のグループでもそうだったように、改宗の割合は世紀の最終三半期から変化する。それまでは、トルコ人奴隷グループの中で多数派だったのは、洗礼を受けていない者たちだった。その時点以降、例えば1380年代では、洗礼を受けたトルコ人と受けていないトルコ人はほぼ同数である。しかし1390年代には、トルコ人奴隷全体のうち、洗礼を受けた奴隷が70%を占めている。

### イスラームと背教：改宗者または洗礼を受けた者

クルアーンは、言葉と行いによって公然とイスラームを否定することが背教であると、明白に背教を定義している。信者が使徒（ムハンマド）を神の使徒であると信じ、信仰を受け入れた後で、真の信仰を捨てることは許されないとする。背教は神と人々から呪いを受け、相応しい罰を受け

る<sup>3)</sup>。クルアーンは、背教を神の呪いと死後における罰で脅すに留めている。しかし実際の慣行においては、彼らに適用すべき刑について、明らかに見解の不一致が存在する。背教の罪を認めた成人は、死罪を以って罰するべきだということについて、全ての法学派の見解は一致しているが、一部のハナフィー学派は、女性についての例外を認めていた。背教の表明に対する処置について、ある学派は即時の処刑を要求し、ある学派は処刑の前に改悛のための期間を与えることを許した。改悛した場合は、罰を免除した。そうでない場合は、法が厳格に適用され、死刑が執行された。なぜならそれはイスラームを受け入れることを拒む不信者と同等に扱われたからである。背教が「啓典の民」のいずれかの宗教に転向するためのものであった場合でさえもそうであった<sup>4)</sup>。それゆえ、背教の法的帰結は、元イスラーム信者の人格の消滅と完全な社会的死ということになる。このため、一部のムフティー（※指導的なイスラーム法学者）がそのファトワー（※布告／法的見解）の中で定めた教えは、イスラーム教徒に対し、その住む土地が（※異教徒によって）征服される際には出国する義務や、奴隷の場合には、不信者である所有者の下から逃亡する義務を説いている。それらの事例がもたらすイスラームへの侮辱は受け入れられないものであり、また信仰を棄てるリスクを冒すことになるからである<sup>5)</sup>。

そのような状況にも関わらず、社会的圧力や家族の事情、改宗した場合の社会的上昇の可能性——多くの場合、自由と、それがもたらす可能性——、そしてとりわけキリスト教徒による勧誘といったことが、多くのイスラーム教徒奴隷たちの——真剣なものにせよ見せかけにせよ——改宗の理由となった<sup>6)</sup>。また、イスラーム教徒たちが、イスラーム法、すなわちシャリーアが施行されている彼らの出身地から、遠く離れていたことを忘れてはなるまい。この遠さは、背教、すなわちイスラーム以外の宗教への改宗に対する恐ろしい罰への恐怖を緩和し、社会的圧力やキリスト教徒に

よる勧誘を効果的なものと為し得た。勧誘は、改宗、すなわちイスラーム教徒たちに自身の過ちに気づかせることを目的としている<sup>7)</sup>。それはイスラーム教徒の信仰を「知的に」破壊し、また真実とされる信仰（キリスト教）の内容を表明し、防衛するとみなされる行為であった。この目的を持つ作品群は、「反イスラーム論」と呼ばれる文学ジャンルに属している<sup>8)</sup>。

### 改宗奴隷または洗礼奴隷たちのキリスト教実践。

#### 「死者たちの書」の証言

奴隷たちのキリスト教化というテーマについて、非常に興味深い情報を与えてくれるのが「死者たちの書」と呼ばれる史料である。ここには小教区の成員——生来のキリスト教徒であっても改宗キリスト教徒であっても、イスラーム出自であってもユダヤの出自であっても——の死去が記録されている。この史料からは、葬儀の儀式に、終油の秘跡の実施においても、また死者のための贖罪（のためのミサ）においても、まったく違いがないことがわかる<sup>9)</sup>。つまり、そこには生来のキリスト教徒や生来でないキリスト教徒の、死亡証明や死者について行われた儀式が記されているのである。この「死者たちの書」は、小教区の文書庫において、一連の秘跡の記録——「死亡」または「死者たちについて」、「婚姻」、「洗礼」、「堅信」、「復活祭の聖体拝領台帳」——の一部を構成している<sup>10)</sup>。「死者たちの書」は、バルセロナ市の2つの小教区文書庫に伝来している。1つはサンタ=マリア=ダル=ピの文書庫の、1372年から1991年に及ぶ「死者たちの書である<sup>11)</sup>。もう1つは、サン=ジュスト=イ=パストールのコミュニティもしくは小教区の文書庫の「死者たちの書」で、1388年から始まっている。14世紀末と15世紀について、33巻が残っている。第1巻は1388

年、1389年と1391年。第2巻は1392年。第3巻は1398年。第4巻は1399年。第5巻は1401年。第6巻は1402年。第7巻は1410年。第8巻は1414年。第9巻は1419年、第10巻は1419年。第11巻は1426年。第12巻は1429年。第13巻は1434年。第14巻は1436年。第15巻は1440年。第16巻は1443年。第17巻は1445年。第18巻は1446年。第19巻は1450-1451年。第20巻は1455年。第21巻は1458-1459年。第22巻は1461年。第23巻は1467年。第24巻は1468年。第25巻は1473年。第26巻は1476年。第27巻は1477年。第28巻は1485-1486年。第29巻は1487-1488年。H-3巻は1497年、I-3巻は1496-1497年。そして第30巻が1503-1504年を扱っている。

本稿は14世紀における奴隷のキリスト教化についての研究である。このため、14世紀の「死者たちの書」におけるキリスト教化した奴隷たちに関連する情報を扱う。ここではサン=ジュスト=イ=パストールのコミュニティまたは小教区の文書庫を利用する。その中世の死者たちの書の記録はほとんど参照されたことが無く、編纂すらされていないからである。そこで本稿では、第1巻（1388年、1389年、1391年）と第2巻（1392年）、第3巻（1398年）、第4巻（1399年）を利用する。一見して欠落はかなりのものであるが、とはいえ、我々の目的のための、奴隷のキリスト教化についての情報は十分である。

「死または死者たちの書」という名称にも関わらず、その他の情報も含まれている。主要部分は小教区の死者たちにあてられており、数種類の類型の記録に分かれている。最初の類型の記録には幼子たち、つまり、キリスト教徒墓地に埋葬された7歳までの子どもの死者たちが記されている。第二の記録は「終油」と名付けられている。つまりそこには、病者の終油や臨終の終油の秘跡を受け、また同じ日か翌日か数日後に——終油を受ける前に聖体拝領を行うことも可能ではあるのだが——臨終の聖体拝領を受

けた病者たちが記されている<sup>12)</sup>。第三に「心臓 *cors*」または「(遺) 体 *cos/cossos*」, つまり, 埋葬された7歳以上の死者たちが記録されている。4番目に, 死者たちのために行われたミサの記録が記されている。幼子たちのミサ, 目の前の遺体のためのミサ, 3日目のミサ, 魂のための33日のミサである。5番目に, 死者たちの命日のミサ, 或いはシンプルに「命日/記念祷」にあてられている。この書から読み取れるのは, 実施された様々な儀式(埋葬と終油)の年毎の量や, そこに参加していた多くの聖職者たちによる寄付や月収の分配, また留保分, すなわち聖職者たちの中で分けられず, 貧しい死者たちに充てられた分の分配などである。このため, 「死者たちの書」の幾つかの巻に, 次のようなタイトルが見いだせる。*Liber emolumentorum ecclesie Sancti Iusti Barchinone tempore Iohannis Gilibert m cccc xxxvi* (vol.18) (ジュアン・ジャリベの時代のバルセロナのサン=ジュスト教会の喜捨の書。1446年。第18巻)。小教区手数料, すなわち小教区やその教区司祭のための割り当て部分についての情報もある。さらに, 小教区の共同体を構成する司祭たちのリストもしばしば書かれている。中世における「洗礼の書」の欠如にも関わらず, 洗礼についての言及も幾つかあった。第18巻, 1446年の第1葉は以下のように読める。「月曜日, 10月10日。ある女奴隷の男の子に洗礼をする。代父はジュアン・ブルグエス。代母はバルトメウ・ムルラの妻のマルゲリーダ。その幼児をジュアンと名付けた」。生来のキリスト教徒の代父・代母が立ち会った, ジュアンという名の, ある女奴隷の息子の洗礼の記録であることがわかる。

先述したように, 一般的に, 記録簿の内容の構成は, 最初に「幼子たち」, すなわち7歳までに死んだ幼児たちの記録があり, 月と日によって時系列の順に並べられている。まず月, すぐ続いて曜日, 最後にその月の何日かで<sup>13)</sup>。幼子たちの後には「終油」または「臨終の終油」の記録があ

り、やはり月・日・曜日によって並べられている。これらの終油の中には、緊急事態や差し迫った死のために、「夜に」行われているものもある。その後に、7歳以降の大人の死者たちの記録が確認される。日付の後に、大文字の C という省略形があり、時に「心臓 cors」や「体 cos」, 「体」の複数形 (cossos, cosos) と組み合わせられている。4番目にミサの項目が現れ、先述したように、幼子のためのもの、目の前の遺体のためのもの、3日目のものまたは靈魂のための33日のものがある。死んだ奴隷たちに対応する記録簿では、彼らの埋葬に次いで、彼らのためにあげられたミサが続く。すなわち、1388年8月3日の記録は以下の通りである。「同日。香料商マルティ氏の女奴隷の遺体。ここに埋葬する。ミサを行う」。私が公刊する14世紀末の記録においては、女奴隷の魂のための3日目のミサの事例は1つだけである。バルナツ・ルナスの所有する女奴隷の事例であり、1388年8月27日に死亡し、同年9月2日に彼女のためのミサが挙げられている。これは実際には「3日目のミサ」と呼ばれるもののことである。最後に、記念祷と呼ばれる記録簿がある。すなわち、動産または不動産によって設定された定期収益から報酬が支払われる、年毎の故人のためのミサである。

言及されている全ての男性の奴隷や女奴隷の葬儀の儀式（幼子、遺体、ミサや記念祷）や、また終油においても、記録簿は司祭たち *preveres*——姓名が記されている——が立ち会ったことに言及している。幼子たちの場合は、1人やまた2人、4人の司祭と、1人の侍者 *escolà* の存在が読み取れる。終油については、立ち会っている司祭たちは1人のこともあれば、2人、3人、4人、6人、また8人のことさえもある。奴隷や女奴隷の埋葬の記録は、1人、2人、3人、4人、5人、6人、7人、また10人の司祭たちの立ち合いを記している。葬儀のミサに関しては、2人、3人、5人、6人、7人、8人、9人、10人、11人や15人の立ち合いが記されている。

つまり、生来のキリスト教徒の死者たちの場合と、全く違いが無いのである。いずれの事例でも、常に1人だけ侍者が参列している。サン=ジュスト=イ=パストール小教区の「死者たちの書」においては、どの記録も「13等分」「3等分」「5等分」等の表現で——それをテキストの中に含むのなら——終えられており、参加した司祭の数に応じて分けられた報酬の取り分を示している。

奴隷の名が記されることは無い。その出自も「民族」も洗礼の前の宗教も人種の差違も書かれない。所有者の名前と、所有者の所在地（「通り」「広場」「小広場」「～の近く」等）が書かれるだけである。「死者たちの書」においては、これらの相違は重要ではない。すぐ後に、記録簿は埋葬の場所を記す。本稿で扱う事例では、奴隷の多くの埋葬地は、奴隷の所有者の小教区であるサン=ジュストの墓地となっている。このことは「サン=ジュストに埋葬する」「ここに埋葬する」等の表現で示されている。所有者や、また奴隷の宗教的な動機によって、他の墓地に埋葬された奴隷もいる。「フランシスコ会に埋葬する」「サン=ミケルに埋葬する」「ドミニコ会に埋葬する」「ナザレ会に埋葬する」「ラ=マルセに埋葬する」…。

下記に都市バルセロナのサン=ジュスト=イ=パストール小教区の14世紀の「死者たちの書」の記録簿を転写する。この転写のメリットは、それが未刊行の史料であり、文書庫に滅多に見られず、また先述したように、調べればわかるが、その内容はバルセロナの社会史研究においてほぼ全く使われてこなかったものであるという点にある。このため、例として、1392年に対応する第2巻を扱う。これは欠落の無い巻である。どのフォリオも書いておらず、つまり記録は完全なものである。おそらく、生来のキリスト教徒の死んだ子供である幼子（7歳以下）の数は78であり、（ユダヤ人からキリスト教に改宗した）コンベルソの子どもの幼子は6人であり、洗礼を受けた奴隷たちの子どもの幼子は7人である。大人の死者たち（「遺

体)では、生来のキリスト教徒の数は61、コンベルソは2、洗礼を受けた奴隷は9である。終油または臨終の終油の秘跡は、46人の生来のキリスト教徒の死者たちに、またコンベルソ1人と洗礼を受けた奴隷3人に実施された。このため、人口学的な側面における、この史料の重要性を推し量ることが出来る。

### 都市バルセロナのサン=ジュスト=イ=パストール 小教区教会の共同体の「死者たちの書」

(※訳者註：原著論文には、1388年から1399年にかけての52点の記録(「幼子(幼児埋葬)」「遺体(成人埋葬)」「終油」「ミサ」の4類型の総計。ほとんどは「遺体」)が掲載されているが、紙幅の関係もあり、また書式が定型的なものであるため、最初の記録10点のみを訳出し、掲載することとした。他の記録については、原著論文を参照されたい。)

第1巻：1388年

「遺体」 Cors/Cos/Cossos

・1388年8月3日

同日<sup>14)</sup>。香辛料商のマルティの女奴隷の遺体をここに埋葬。コルツ、ファレー、侍者が参列。代理司祭、ブネッ、カザ、ポンス、ブルタ、バルナッ、マジョザ、タッレ、ビダル、プジョル、トゥロがミサを挙げる。13等分。

第1巻(1388, 1389, 1391年) フォリオ1表a

・1388年8月6日

木曜日、前述の年の8月の6日。サツラ通りにいるクララムンの女奴隷の

遺体<sup>15)</sup>。サン=ジュストに埋葬。ブネッ, フンタネラ, タッレ, 侍者が参列。3等分。代理司祭, コルス, ニコラウ, カゼ, ファレー, ブルタ, ポンス, ブガテル, ファリオル, トウロがミサを挙げる。

第1巻(1388, 1389, 1391年)フォリオ1表b

・1388年8月9日

同月9日。フスタリア通りのカカの女奴隷の遺体。ここに埋葬。ポンス, トロ, 侍者が参列。カザス, ブルタがミサを挙げる。3等分。

第1巻(1388, 1389, 1391年)フォリオ1表b

・1388年8月10日

月曜日, 同月10日。ペラ・タレ殿の奴隷の遺体。ここに埋葬。バルナッ・ブガテル, アルナウ・マヨサ, 侍者が参列。3等分。代理司祭, カザ, ポンス, トット, ファブレガ, ジャクム, ビダルがミサを挙げる。

第1巻(1388, 1389, 1391年)フォリオ1表b

・1388年8月12日

水曜日, 同月12日。アンドレウ・ダ・オリベラの奴隷の遺体。ここに埋葬。バルナッ, ブルタ, 侍者が参列。3等分。

第1巻(1388, 1389, 1391年)フォリオ1表b

・1388年8月21日

水曜日, 同月21日。ラゴミルに住むパルメル師の女奴隷の遺体。ここに埋葬。ニコラウ, ジャクム, 侍者が参列。3等分。

第1巻(1388, 1389, 1391年)フォリオ1裏a

・ 1388 年 8 月 27 日

同日。バルナツ・ルナスの女奴隷の遺体。ここに埋葬。ポンス、コッツ、ジャクム、ビダル、侍者が参列。5 等分。代理司祭、ファブラガス、タツレが晩祷を挙げる。

第 1 巻 (1388, 1389, 1391 年) フォリオ 1 裏 b

・ 1388 年 8 月 28 日

同月 28 日。ペラ・ダ・デウの女奴隷の遺体。ここに埋葬。ポンス、イラス、侍者が参列。3 等分。

第 1 巻 (1388, 1389, 1391 年) フォリオ 2 表 a

・ 1388 年 9 月 15 日

同日。コドゥルス通りにあるカナの家から運ばれた女奴隷。フランシスコ会に埋葬。コルツ、ニコラウ、ファレー、タツレ、侍者が参列。5 等分。

第 1 巻 (1388, 1389, 1391 年) フォリオ 2 表 a

・ 1388 年 9 月 16 日

水曜日、同月の 16 日。コルス広場の近くに住まうペラ・サラングラの女奴隷の遺体。ここに埋葬。コルツ、トゥロ、侍者が行う。3 等分。

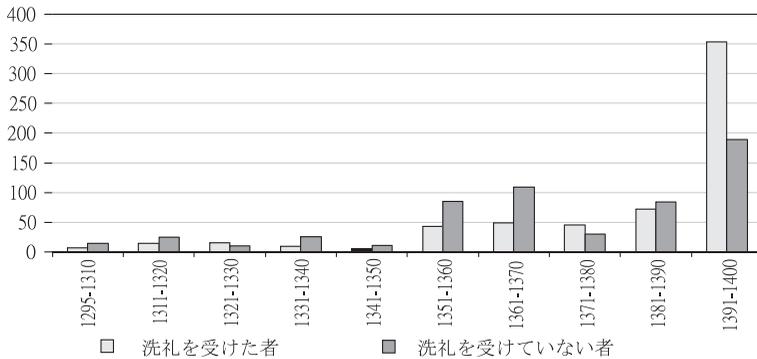
第 1 巻 (1388, 1389, 1391 年) フォリオ 2 表 a

## 結 論

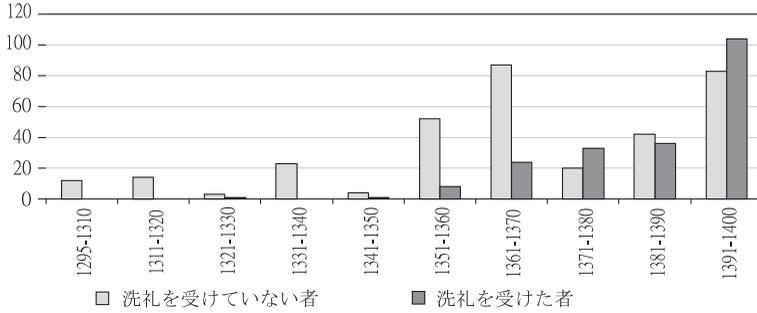
史料の調査を通して、白人についても黒人についても、また混血についてもトルコ人についても、14 世紀のイスラーム教徒奴隷の人口比率を知ることが出来る。また、それぞれの集団のキリスト教への透過性や、同世

紀を通じた改宗の傾向を統計的に知ることが出来る。さらに、「死者たちの書」は、イスラーム教徒とその他の人びとを区別していないものの、14世紀末における洗礼を受けた奴隷たちの、キリスト教徒としての人生の最も重要な瞬間における、キリスト教実践を教えてくれる。病気やまた死の危険にある奴隷たちの終油または臨終の終油、また臨終の聖体拝領の実施、死亡した洗礼を受けた奴隷たちのキリスト教徒墓地への埋葬、亡くなった奴隷たちの魂のための葬儀のミサ、また終油・聖体拝領・埋葬・死亡した洗礼を受けた奴隷たちの魂のためのミサ（遺体のためのミサ、3日目のミサ、33日や命日のミサ）といった秘跡の実施における、聖職者の付き添いである。つまり、生来のキリスト教徒たちと洗礼を受けた奴隷たち——つまり、同じくキリスト教徒——の間に、基本的な違いは何も無いのである。

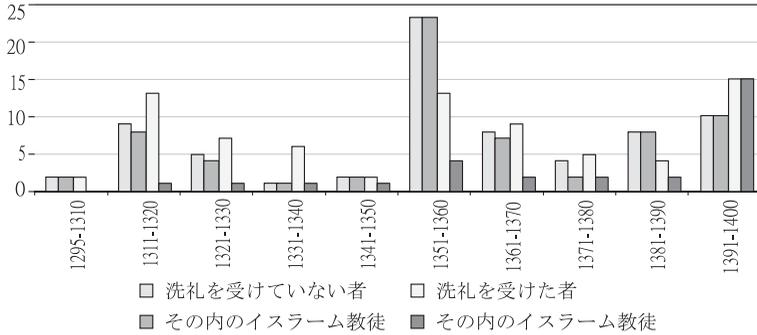
グラフ 1：改宗の変動（1295-1400）



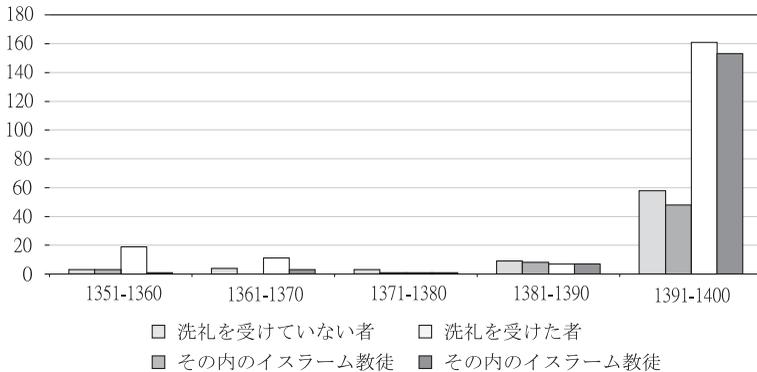
グラフ 2：改宗の変動  
——白人イスラーム教徒奴隷の場合（1295-1400）



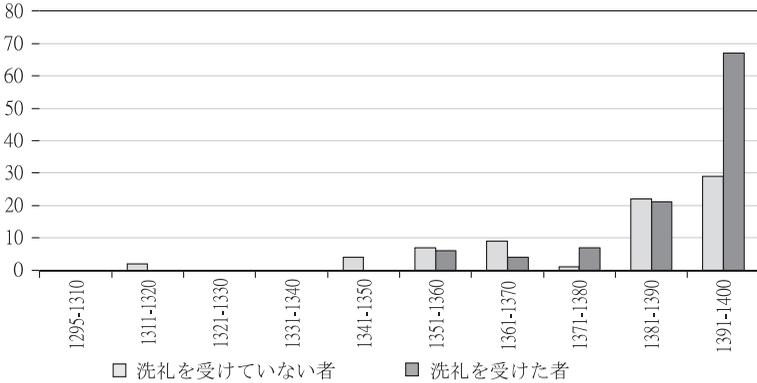
グラフ 3：改宗の変動  
——混血奴隷の場合（1295-1400）



グラフ 4：改宗の変動  
——黒人奴隷の場合（1295-1400）



グラフ 5：改宗の変動  
——トルコ人奴隷の場合（1295-1400）



註

- 1) Josep Hernando Delgado, *Els esclaus islàmics a Barcelona. l'esclavitud a la llibertat. Segle XIV*, p.787; Antoni Albacete Gascón, “Els lliberts barcelonins del segle xv a través dels seus testaments”, pp.143-172; Antoni Albacete Gascón, “Les confraries de lliberts negres a la Corona catalanoaragonesa”, pp.307-331.
- 2) キリスト教徒の奴隷は「洗礼を受けた者（男性形 *babtitzatus* または女性形 *babtitzata*）」という単語で示されるのが一般的であった。「新キリスト教徒 *neòfiti*」や「改宗者 *convers*」という言葉が使われることもある。騎士ロメウ・ダ・ムントウルネスの1318年9月13日付の財産目録のテキストがその一例である。彼は死に際し、多くの洗礼を受けた——すなわちキリスト教徒の——奴隷を所有していた。“Primum inveni [. . .] Item, unum babtitzatum, servum et captivum dicti mariti mei, quondam, laurum, nomine Jacobum. Item, alium babtitzatum album, servum et captivum dicti mariti mei, vocatum Petrum. Item, alium servum dicti mariti mei, vocatum Costa. Item, unam babtitzatam, veteriam, servam et captivam dicti mariti mei, vocatam Siliam. Item, unum alium servum et captivum dicti mariti mei, quondam, vocatum Bernardum. Item, aliam babtitzatam, albam, servam et captivam dicti defuncti, quondam, vocatam Margaritham. Item, unum puerum, servum et captivum dicti defuncti, quondam, album, vocatum Petrum. Item, quondam aliam babtitzatam, servam et captivam dicti defuncti, quondam, albam, vocatam Guillelmmam, cum quadam videlicet filia dicte Guillelme, alba, que vocatur similiter Guillelma”, ACB, Bernat de Vilarrúbia, *Capibrevium* 1318, març, 27-1318, setembre, 13, f. 196 v-198 v.

- 3) 『クルアーン』3章 85-91 節には「絶対帰依（イスラーム）以外のものを宗教にしたいと思うような者は、全然受け納れては戴けまいぞ。そのような者はまったく損するだけのこと。一たん信仰に入っておきながら、しかもこの使徒（マホメット）は本物ですと証言し、その上明白な御徴（みしる）しまで見せて戴いておきながら、不信の態度に出るような者をどうしてアッラーが導いたりし給うものか。不義な子どもをアッラーが導いて下さるはずはない。そういう人々は、アッラーと天使たちと、それからあらゆる人間の呪詛を受けるのが当然の報いというもの。常（とこ）とわまでもその（呪い）の中に陥ち込んだままで、罰は一向軽くして戴けず、容赦して戴くこともなるまいぞ。だが、そうなった後でも、改悛して立派な人間になれば話は別。アッラーはよく罪をお赦しになる、情け深いお方におわします。これに反して、一たん信仰に入りながら、信仰を棄て、しかもますますその不信がひどくなりまさる人々は、もはや後悔しても受け納れては戴けぬ。そういう子どもは邪道に踏み迷うて救いようもない人。信仰を棄て、無信仰のままに死ぬような者は、たとえ大地に満ちる黄金を身代金として出すと言っても全然受け納れては戴けまい。そのような子どもには苦しい罰が待っていて、助けてくれる者もありはせぬ。」とある。また、『クルアーン』4章 115 節や5章 54 節、16章 106-107 節や47章 25-31 節も参照されたい。『クルアーン』の引用にあたっては、ミケル・ダ・エパルサ Mikel de Epalza によるアラビア語からカタルーニャ語への翻訳と読解の手引き、またクルアーンについての5点の研究を参照した（※訳者註：日本語訳は井筒俊彦『コーラン（上）』岩波書店、1957年、87-88頁に依拠した）。
- 4) Félix María Pareja, *La religiosidad musulmana*, pp.96-97, 104-107 を参照。ハッド刑（クルアーンによって、または宗教に対する犯罪とみなされる行為に対する伝統によって、定められた処罰）に相当する不法な行いは、背教・婚姻関係や妾の関係以外の売買春、中傷（誣告）、盗み、強盗、反乱と酩酊である。背教は、死をもって罰せられる。売買春に対する最も厳しい罰は、石打ちである。強盗については磔や剣による死罪である。窃盗に対しては、一方の手の切断。その他の場合は、罰は鞭打ちである。Felipe Mailló Salgado, *Vocabulario básico de historia del Islam*, p.70.
- 5) Maria Teresa Ferrer i Mallol, *Els sarrains de la Corona Catalano-aragonesa en el segle XIV*, p.63 以降を参照。また、Felipe Mailló Salgado, *Consideraciones acerca de una fatwà de Al-Wansarisi*, pp.181-191 を参照。
- 6) 捕虜や奴隷が、解放され自由を与えられた際に、居留する社会の一員となるためには、彼らの社会への適応が必要である。それは言語の習得や宗教的転向、社会の一般的慣行を受容すること、結婚による在地の人との結びつき、

- そして仕事や財産の獲得などによって実現される。Fabienne Plazolles Guillén, “Trayectorias sociales de los libertos musulmanes y negros africanos en la Barcelona tardo-medieval”, pp.615-642; Teresa Vinyoles i Vidal, “Integració de les llibertes a la societat barcelonina baixmedieval”, pp.593-614 を参照。
- 7) ユダヤ人やイスラーム教徒に教えを説くには、まず彼らに集まって——彼らを自身の過ちに気づかせ、キリスト教信仰の内容に耳を傾けさせ、受容させることを使命とする——説教者の話を聴くように義務付ける権限が不可欠であった。ジャウマ・リエラによって「説教のための国王認可」と名付けられたこの権限は——とりわけドミニコ会やフランシスコ会のメンバーのための——時に集団的なものであった。1299年にラモン・リュイに与えられたもののように、個別の宣教師に与えられる場合もあった。Jaume Riera i Sans, “Les llicències reials per predicar als jueus i als sarraïns (segles xiii-xiv)”, pp.114-131 を参照。
- 8) cf. Josep Hernando Delgado, “*De seta Machometi o De origine, progressu et fine Machometi et quadruplici reprobatione eius* de Ramón Martí s. xiii”, pp.9-63; Josep Hernando Delgado, “*Le De seta Machometi* du Cod. 46 d’Osma, œuvre de Raymond Martin (Ramon Martí)”, pp.351-377; Josep Hernando Delgado, “De nuevo sobre la obra antiislámica atribuida a Ramon Martí, dominico catalán del siglo xiii”, pp.97-108; Josep Hernando Delgado, “*Ad ostendendum quod Machometus non fuit Dei prophetam*. La polèmica antiislàmica a la baixa edat mitjana”. pp.133-152; Josep Hernando Delgado, “La polèmica antiislàmica i la quasi impossibilitat d’una entesa”, pp.763-791.
- 9) Aime Georges Martimort, *La Iglesia en oración. Introducción a la Liturgia* 中の Pierre-Marie Gy が担当した章, “Historia de la liturgia en Occidente hasta el concilio de Trento”, pp.75-90 を参照。また, Attila Mikloszhazy, *The origin and development of the Christian Liturgy According to cultural Epochs: Political, Cultural and Ecclesial Backgrounds. I-IV History of Liturgy*. も参照されたい。病者の終油については, Miguel Nicolau, *La unción de los enfermos. Estudio histórico-dogmático*; Manuel Ramos, “Notas para una historia litúrgica de la unción de los enfermos”, pp.383-402. 当時の重要な史料として, Guilhem Duran, *Rationale divinorum officiorum* がある。第7巻35章, “De officio mortuorum”, pp.449-456.
- 10) 研究者たちは、様々なライフイベントの年代を特定したり、その時期に社会で果たしていた役割を知ったりするために、頻繁にこのような類型の文書を用いている。その他の人口調査や住民名簿が無い中で、唯一の証言だからである。

- 11) Salvador Claramunt, “La muerte en la Edad Media. El mundo urbano”, pp.205-218 を参照。この論文では、1492 年 5 月に対応する、サンタ=マリア=ダル=ピの死者たちの書についての情報が示されている。埋葬の際の随員となっている侍者たちが大層な数であることに驚かされる。20 人の侍者、19 人の侍者、13 人の侍者、11 人の侍者、4 人の侍者といった具合である。実際には、これらの数字 (20, 19, 13, 11) は、ソリドゥス、デナリウスで支払われた額ないし報酬を示している。侍者という言葉は常に単数形で現れるので、「一人の侍者」と読むべきなのだろう。さらに、例えば「フランシスコ会修道院に横たえる」といった表現は、埋葬の場所に言及しているもので、故人の通夜が為された場所に言及しているのではない。
- 12) サン=ジュストの小教区の 14-15 世紀の死者たちの書は、臨終の聖体拝領の実施についての言及が欠けている。16 世紀からはもう、終油が実施された同じ日の、終油を受けるすぐ前に記されている。また、典礼書に規定されているように、終油の前日や翌日のことも、終油から何日か後のことさえもある。以下にサン=ジュスト文書庫の、1504-1505 年に対応する第 31 巻の一部を転写する。「金曜日、29 日 (1504 年 11 月 29 日)。公証人ペラ・マルティ師の妻の終油。助任司祭、ピダル、ロカ、フェリウ、侍者が行く。土曜日、30 日。前述の女性の聖体拝領。助任司祭、ロカ、アルス、コイ、アルシナ、侍者が行く…火曜日、21 日 (1505 年 1 月 21 日)。ギレム・トルト師の聖体拝領。助任司祭、副助任司祭、フェリウ、ミケル、カバラリア、ファレー、パウ、ジュルダ、ジャクム、ファレー、オルシナ、スレー、侍者。水曜日、22 日。前記の人物の終油。夜間に。助任司祭、副助任司祭、ファレー、ブランク、カバラリア、アルナウ、イバルク、ピラ、パウ、侍者が行う」フォリオ 69 表と 70 表病者の終油や臨終の聖体拝領の授受の実施の典礼の儀式的歴史に関し、興味深いのは、バルセロナ神学校司教図書館において発見された 15 世紀のテキストで、ジュゼップ・トゥルネ=イクベイスによって *Ordinarium secundum ritum Barchinone* というタイトルで刊行されている。臨終の聖体拝領の実施の部分は、*Sequitur forma sive modus tradendi Sacratissimum Corpus Christi infirmis secundum ritum civitatis Barchinone* というタイトルである。また、病者の終油の実施の儀式的部分は、*Quomodo administratur sacramentum Extreme Uncionis infirmis secundum ritum Barchinone* という題辞が付されている。Josep Torné i Cubells, “Un nou ordinari “secundum ritum Barchinone””, pp.180-184, 185-187 を参照。
- 13) 幼児の葬儀の儀礼については、Josep Hernando Delgado i Àngels Ibàñez, “El procés contra el convers Nicolau Sanxo, ciutadà de Barcelona, acusat d’haver circumcidat el seu fill (1437-1438) (バルセロナ市民のコンベルソ (キリスト教

に改宗した元ユダヤ人)ニコラウ・サンチュに対する、自分の息子に割礼を施したという訴えによる訴訟”を参照。ニコラウ・サンチュは、サン=ジュスト小教区の人物であり、幼くして死んだ彼の息子は、サン=ジュストの墓地に葬られた。訴訟記録が葬儀儀礼について、幾つかの情報を与えてくれる。22日の早朝、5時か6時頃、助産婦と父親とその他の2人の女性——全員がコンベルソ——は、ギムナス通りから最寄りのサン=ジュスト教会に赴いた。子供が洗礼を受けるためである。当該教会で聖職禄を受け、不在の教区司祭の代理をしているアントニ・ジェノベスは、「子供が病気であったので」洗礼を授けることに同意した。父親は代父になれないため、教会の侍者が代父となった。コンベルソ女性の1人が代母となった。聖職者が子供の胸と背中に聖油を塗ろうとして、彼と、その子供を運んできた人々の間に口論が生じた。両親その他の人びとは、裸にされることに反対し、聖職者は「教会の規約に反すること」は何もしようと望まなかった(80頁)。そしてさらに先で、以下のように書かれている。「用具係が、先述のフヌレット師と役人の命令によって、その教会の回廊で、ある容器を開けた。それは先述のニコラウ・サンチュのものであると言われており、そこから1つの小さな遺体が出てきた。そしてそれが開けられ、その用具係が小さな子供——証人によると生後ほぼ8日——を取り出した。そして服が脱がされ、証人と先述のガブリエル師は、その子供の生殖器を見た……棺管理者にとっては、棺に入った——先述のニコラウ・サンチュの子と言われる——小さな幼児の埋葬であり、フランシスコ会修道院の回廊におけるもので、先述のニコラウ・サンチュの子と言われる子どもであって、その上述の子どもは裸にされて見られ、埋葬されてからそれほど時間が経っていない新生児で、そのため完全に破損のない状態で見つかり、証人によるとその子供はおおよそ生後8日であった」(96-97頁)

- 14) 常にカタルーニャ語で記されている「死者たちの書」の記録簿の転写は、中世のテキストの編集で通常行われる方式で行う。手稿文書を誤って読み取ったという疑いを避けるため、以下に色々な単語をそのバリエーションと共に転写する。Acii/aci/açí, Anaçes/Ses Enaçes, anà-y/anà-hi, Avinós/Avinyó, Bugatel/Bugatell, Cabayes/Cabayes, Çalangla/Salangla, Canyeles/Canyelles, Carabaça/Carabassa/Querebaça, carré/carrer/carer/querer, case/casa, Ciurana/Siurana, Cugulade/Cugullada, dijous/digous, diluns/dilluns, dimenge/diumenj, disapta/disapte/dissapte, esclava/sclava, escolà/scolà, especiayre/especiaire, Fàbreges/Fàbrega/Fàbregua, Fontanella/Fontanela, Lunes/Llunes, Manleu/Manlleu, mara/mare, Mayosa/Manyosa, mise/missa, Oler/Oller, Ponç/Pons, Puyal/Pujal/Pujal, Rabaçó/Rabassó, remanseren/romanseren, Ripol/Ripoll, Rovire/Rovira, Saleles/Salelles,

Salent/Sallent, sent/sant, stà/està, Suyer/Sunyer, Vidall/Vidal, Vilerasa/Vilarasa.

- 15) 一般に、記録簿には奴隷または女奴隷の所有者の住所か通りが示される。非常に興味深い都市的・社会的な指標である。「死者たちの書」には、今日もまだバルセロナで見られる通りの名前が出てくる。サツラ通り、フステリア通り、ラゴミルまたはルゴミル通り、コドゥルス通り、アビニョ（アビノス）通り、ラ=マルセ通り、サン=ミケル教会、アンプル通り、フラマノール（フランシスコ会）広場、ジムナス（ジグナス）通り、カラバサ通り、コルス通りまたはコルス広場。今日では、モンロス通りやその他の地名は我々が刊行する記録簿に現れず、欠けている。

### 参考文献

- ・ Albacete Gascón, Antoni, “Els lliberts barcelonins del segle xv a través dels seus testaments», *Acta Historica et Archæologica Mediævalia (AHAM)*, 27-28 (2006-2007), pp.143-172. (拙訳「遺言状に見る15世紀バルセロナの解放奴隷たち(上)」『言語文化論究』37号, 2016年, 125-133頁。「同(中)」『文化學年報』67号, 2018年, 1-15頁。「同(下)」『文化學年報』68号, 2019年掲載予定)
- ・ ——— “Les confraries de lliberts negres a la Corona catalanoaragonesa”, *Acta Historica et Archæologica Mediævalia (AHAM)*, 30 (2009), pp.307-331.
- ・ Claramunt, Salvador, “La muerte en la Edad Media. El mundo urbano”, *Acta Historica et Archæologica Mediævalia (AHAM)*, 7-8 (1986-1987), pp.205-218.
- ・ Epalza, Mikel de (trad.), *Alcorà*, Barcelona: Proa, 2001.
- ・ Ferrer i Mallol, Maria Teresa, *Els sarrains de la Corona Catalano-aragonesa en el segle xiv. Segregació i discriminació*, Barcelona: Consejo Superior de Investigaciones Científicas (CSIC), 1987.
- ・ Guilhem Durand, *Rationale divinatorum officiorum*. Lió, apud Haeredes Iac. Iuntal, 1559, llib. vii, cap. xxxv, *De officio mortuorum*, pp.449-456.
- ・ Gy, Pierre-Marie, “Historia de la liturgia en Occidente hasta el concilio de Trento”, Aime Georges Martimort, *La Iglesia en oración. Introducción a la liturgia*, Barcelona: Herder, 1992, pp.75-90.  
——— *La liturgie dans l'histoire*, Paris: Du Cerf, Liturgie, 1990.
- ・ Hernando Delgado, Josep, “Ad ostendendum quod Machometus non fuit Dei prophetam. La polèmica antiislàmica a la baixa edat mitjana”, *Creences i ètnies en una societat plural*, Lleida: Pagès Editors, 2002, pp.133-152. [Reunió Científica, III Curs d'Estiu Comtat d'Urgell]
- “De nuevo sobre la obra antiislàmica atribuida a Ramon Martí, dominico catalán del siglo xiii”, *Sharq Al-Andalus* [Alacant: Universitat d'Alacant], 9

(1991), pp.97-108.

- “*De seta Machometi o De origine, progressu et fine Machometi et quadruplici reprobatione eius* de Ramón Martí (s. xiii)”, *Acta Historica et Archæologica Medievalia* (AHAM), 4 (1983), pp.9-63. [ms. Archivo Capitular de la Catedral de El Burgo de Osma]
- *Els esclaus islàmics a Barcelona. Blancs, negres i turcs. De l’esclavitud a la llibertat. Segle xiv*, Barcelona: Consejo Superior de Investigaciones Científicas (CSIC). Institució Milà i Fontanals. Departament d’Estudis Medievals, 2003.
- “La polèmica antiislàmica i la quasi impossibilitat d’una entesa”, *Anuario de Estudios Medievales* [Barcelona: Consejo Superior de Investigaciones Científicas (CSIC)], 38 (2008), pp.763-791. (拙訳「西欧中世における反イスラーム論：極めて困難な相互理解：ラモン・マルティの事例を中心に(上)」『言語文化論究』33号, 2014年, 149-159頁。「同(中)」『言語文化論究』34号, 2015年, 89-102頁。「同(下)」『言語文化論究』35号, 2015年, 123-129頁。)
- “Le *De seta Machometi* du Cod. 46 d’Osma, œuvre de Raymond Martin (Ramon Martí)”, *Islam et Cretiens du Midi (xiii e-xiv e siècles)*. Tolosa de Lengüadoc: Edouard Privat, 1983, pp.351-377. («Cahiers de Fanjeaux», 18) [Obra publicada amb l’ajut del Centre National de la Recherche Schientifique]
- Hernando Delgado, Josep ; Ibáñez, Àngels, “El procés contra el convers Nicolau Sanxo, ciutadà de Barcelona, acusat d’haver circumcidat el seu fill (1437-1438). *Processus in-quisitionis facte contra Sanxo, conversum, civem Barchinone* (Arxiu Diocesà de Barcelona, ADB, *Processos*, n. 762)”, *Acta Historica et Archæologica Medievalia* (AHAM), 13 (1992), pp.75-100.
  - Maillo Salgado, Felipe, “Consideraciones acerca de una fatwà de Al-Wansarisi”, *Studia Historica. Historia Medieval*, iii, 2 (1985), pp.181-191.
- *Vocabulario básico de historia del Islam*. Madrid: Akal, 1987.
- Martimort, Aime Georges, *La Iglesia en oración. Introducción a la Liturgia*, Barcelona: Herder, 1992, pp.75-90.
  - Mikloshazy, Attila, *The origin amd developement of the Christian Liturgy According to cultural Epochs: Political, Cultural and Ecclesial Backgrounds*, I-IV *History of Liturgy*, Lewiston- Queenston-Lampeter: The Edwin Mellen Press, 2006.
  - Nicolau, Miguel, *La unción de los enfermos. Estudio histórico-dogmático*, Madrid: BAC, 1975.
  - Pareja, Félix María, *La religiosidad musulmana*, Madrid: BAC, 1975.
  - Plazolles Guillén, Fabienne, “Trayectorias sociales de los libertos musulmanes y negroafricanos en la Barcelona tardomedieval”, *De l’esclavitud a la llibertat. Esclaus i*

*lliberts a l'Edat Mitjana. Actes del Col·loqui Internacional celebrat a Barcelona del 27 al 29 de maig de 1999*, Barcelona : Consejo Superior de Investigaciones Científicas (CSIC), 2000, pp.615-642.

- ・ Ramos, Manuel, “Notas para una historia litúrgica de la unción de los enfermos”, *Phase*, 27 (1987), pp.383-402.
- ・ Riera i Sans, Jaume, “Les llicències reials per predicar als jueus i als sarraïns (segles xiii-xiv)”, *Calls*, 2 (1987), pp.114-131.
- ・ Torné i Cubells, Josep, “Un nou ordinari “secundum ritum Barchinone””, *Miscel·lània Litúrgica Catalana. Societat Catalana d'Estudis Litúrgics*, 5 (1994), pp.175-188.
- ・ Vinyoles i Vidal, Teresa, “Integració de les llibertes a la societat barcelonina baixmedieval”, *De l'esclavitud a la llibertat. Esclaus i lliberts a l'Edat Mitjana. Actes del Col·loqui Internacional celebrat a Barcelona del 27 al 29 de maig de 1999*, Barcelona : Centre Superior d'Investigacions Científiques (CSIC), 2000, pp. 593-614.

#### 〈解題〉

本稿の著者、ジュゼップ・エルナンド=イ=デルガードは、この論文執筆時、バルセロナ大学地理歴史学部の中世史研究室の主任教授を務めていた（数年前に定年退職）研究者である。

彼は数十年に渡る研究生活の中で、特に中世後期のバルセロナをフィールドとして、教会史、文化史、また異文化交流史（キリスト教徒とイスラーム教徒やユダヤ教徒の関係）など、多岐に渡る分野で多くの業績を残している。本稿で扱われている、イスラーム教徒奴隷のキリスト教への改宗やキリスト教社会への統合というテーマは、彼が特に力を入れたものの1つであり、*Els esclaus islàmics a Barcelona. Blancs, negres i turcs. De l'esclavitud a la llibertat. Segle xiv*（14世紀のバルセロナにおけるイスラーム教徒奴隷：白人、黒人、トルコ人——奴隷から解放奴隷へ）、Barcelona, 2003.などの単著も著している。

従来、イベリア半島の奴隷研究においても、近世以降の新大陸やアフリカ大陸からの奴隷が意識されることが多かった（例えば Jesús María García Añoveros, *El pensamiento y los argumentos sobre la esclavitud en Europa en el siglo XVI y su aplicación a los Indios Americanos y a los negros Africanos* 「16世紀のヨーロッパにおける奴隷制についての思想と議論、およびそのアメリカ大陸のインディオとアフリカ大陸の黒人への適用」、CSIC, 2000.）が、近年では、中世の地中海沿岸地域、アラゴン連合王国に関して、上記のエルナンドの諸研究をはじめとして、Maria Teresa Ferrer i Mallol, Josefina Mutgé i Vives (eds.), *De l'esclavitud a la llibertat : esclaus i lliberts a l'edat mitjana* 「奴隷制から自由の身へ。中世の奴隷と解放奴

隷」, CSIC, 2000. や, Antoni Albacete i Gascón, “Els lliberts a la Barcelona del segle XV”, *Estudis Històrics i Documents dels Arxius de Protocols*, 26 (2008), pp.147-190. (拙訳「15世紀バルセロナの解放奴隷たち」『言語科学』51号, 89-110頁) など, 奴隷と解放奴隷, すなわち奴隷のキリスト教社会への同化がしばしば研究テーマとして取り上げられるようになっている。

さらにここ数年の間には, ルネサンス期の黒人奴隷や, イビサ島における捕虜と奴隷制の関係, 中近世にまたがる奴隷解放の問題など, 旧アラゴン連合王国地域に関して, 奴隷制研究はより多角的に展開され, 深化を見せている。宗教間の関係, また人種間の関係, また文明化や啓蒙化といった議論の上でも興味深いテーマであると言えよう。関心がある研究者は, 下記の文献も参照されたい。

- ・ William D. Philips, Jr, *Slavery in medieval and early modern Iberia*, University of Pennsylvania Press, 2014.
- ・ Ivan Armenteros, *L'esclavitud a la Barcelona del Renaixement (1479-1516) : Un pont Mediterrani sota la influència del primer tràfic negrer*, Barcelona, 2015.
- ・ Antoni Ferrer Abàrzuza, *Captius i senyors de captius a Eivissa : una contribució al debat sobre l'esclavitud medieval (segles XIII-XVI)*, Valencia, 2015.
- ・ Alexandre Skirda, *La traite des Slaves : L'esclavage des Blancs du VIII<sup>e</sup> au XVIII<sup>e</sup> siècle : édition revue et augmentée*, Paris, 2016.
- ・ Dominique Rogers & Boris Lesueur (dirs.), *Sortir de l'esclavage : Europe du Sud et Amériques (XIV<sup>e</sup>-XIX<sup>e</sup> siècle)*, Paris, 2018.